

奈 福 介 福 号 外
令和 4 年 5 月 2 4 日

各介護保険サービス等事業者 御中

奈良市福祉部
介護福祉課長
<公印省略>

令和 4 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における当初協議の実施について

平素より、介護保険制度及び高齢者保健福祉行政の推進にご協力を賜りありがとうございます。

標記の交付金について、近畿厚生局より標記補助金について協議を実施する旨の通知がありました。

つきましては、当該補助金の活用を希望する場合は、下記のとおり当課まで協議をお願いいたします。

記

1. 補助対象事業及び補助協議単価等

別紙のとおり。特に別紙 1 整理票をよくご確認ください。

2. 提出資料

(1) 「防災・減災等事業整備計画書」(別添 1)

別添 1 に関係する以下の資料を付すこと。

ア. 平面図、位置図、写真等(現況及び改修箇所が分かるもの)

イ. 見積書(公的機関、工事請負業者等の民間事業者)

(2) 「整備計画一覧表」(別添 2) ※該当する事業分のみ

※①及び②の水害対策強化事業の対象施設は、「奈良市地域防災計画」資料 13 及び 21 に掲載のある施設とします。自施設が該当するかどうかについては、危機管理課ホームページ(<https://www.city.nara.lg.jp/site/keikaku/8542.html>)より確認してください。

※公的機関の見積の提出が難しい場合においては、工事請負業者等の見積を複数提出すること。

3. 提出先

奈良市 介護福祉課 施設整備係

4. 提出方法・部数

(1) 紙媒体 **3部**

(2) 電子媒体 1部 (メールによるデータ送付)

5. 提出期限

令和4年6月2日(木)午後5時 必着

※市から国への提出期限も設定されており、これ以降の受付はできませんので、
期限厳守をお願い致します。

6. 留意事項

- ・ 市からの交付決定(令和4年11月頃を予定)があった後に、工事契約、着工を行っていただき、令和5年2月末までに工事が完了するもののみ、今年度の補助対象とします。
- ・ 事業により補助対象施設が異なるのでご注意ください。
- ・ 協議書類の提出後、市及び国で事業採択のための審査を行う予定であり、必ず採択されるものではありません。
- ・ 補助を受けて整備した施設整備について、処分制限期間が経過するまでの間に事業を廃止等した場合は、補助金の返還が生じるので、ご注意ください。
- ・ 対象施設が賃貸借物件である場合は、貸主の合意を得たうえで協議を行ってください。
- ・ ブロック塀改修等支援事業について、奈良市ではブロック塀の撤去に係る費用のみを補助対象額とします。ただし、工事は再設置及び改修までをしてください。
- ・ 本交付金は施設整備に対する補助であるため、ポータブル(可搬)型の非常用自家発電機の購入など、施設に付帯する工事を伴わない内容は対象外です。

奈良市 福祉部 介護福祉課 施設整備係

担当：西田・成田

電話：0742-34-5422

e-mail：kaigofukushi@city.nara.lg.jp